

遺されたかけがえのない想いを、大切に受け取るために

相続定期貯金 「受取る愛」

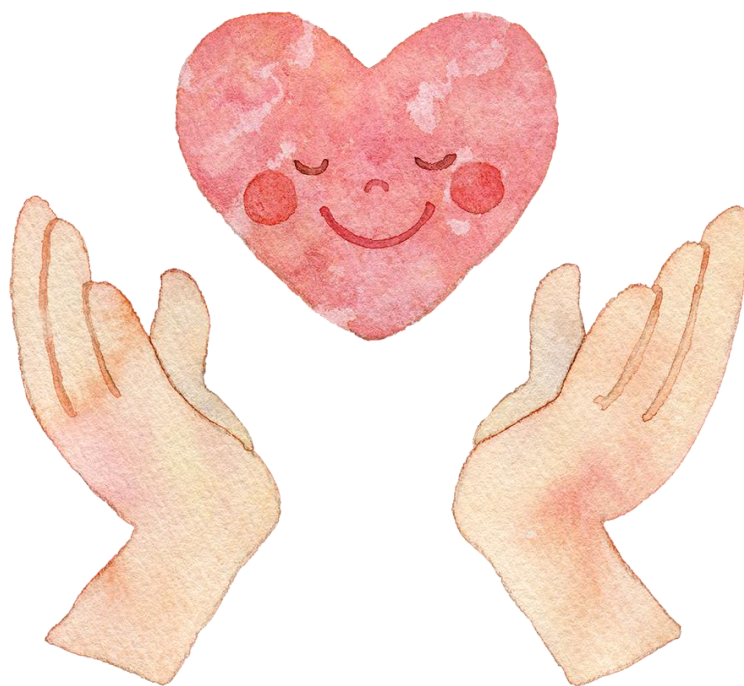
相続にて預貯金等をお受取りになられた個人のお客様へ特別金利を適用します。

【ご契約期間】

【金利】

1年

年 **0.10**%(税引前)



○ご利用いただける方

当JAまたは他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま

愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所金融部 TEL(0893)24-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008 粟津支所 TEL(0893)26-0211 五十崎支所 TEL(0893)44-2188

喜多支所 TEL(0893)24-5843 肱川支所 TEL(0893)34-2321 長浜支所 TEL(0893)52-1211

菅田支所 TEL(0893)25-5011 内子支所 TEL(0893)44-4111 オズメツ出張所 TEL(0893)25-0008

新谷支所 TEL(0893)25-0521 大瀬支所 TEL(0893)47-0111

商品概要説明書

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金（単利型）、大口定期貯金 『相続定期貯金「受取る愛」』
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当JAまたは他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま ※既に当JAにお預け入れの相続人さま名義の（相続によらない）貯金でのお預け入れはできません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 ATMでのお預け入れは対象外となります。 スーパー定期貯金は100万円以上1,000万円未満、大口定期貯金の場合は1,000万円以上で相続により取得した金額の範囲内 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 年0.10%を約定利率として適用します。 初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）または大口定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） スーパー定期貯金（単利型）については、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いができます。（※大口定期貯金については、マル優のお取扱いはできません。）
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関で相続手続をされた方には、相続により取得した金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ③「戸籍謄本の写し」＋「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 など。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 愛媛たいき